

大武高第〇〇〇号

令和 年 月 日

定期建物賃貸借契約についての説明（例）

貸主 さいたま市西区西遊馬1601

埼玉県

埼玉県立大宮武蔵野高等学校長 矢持 昌也

下記物件について定期建物賃貸借契約を締結するに当たり、借地借家法第38条第2項に基づき、次のとおり説明します。

下記物件の賃貸借契約は、更新がなく、期間の満了により賃貸借は終了しますので、期間の満了の日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約(再契約)を締結する場合を除き、期間の満了の日までに、下記物件を明け渡さなければなりません。

記

1. 物件

財産名称	所在地	貸付箇所	貸付面積
県立大宮武蔵野 高等学校	さいたま市西区西遊馬1601	北側渡り廊下 (又は生徒ホール 入口脇)	2.09 m ²

2. 契約締結日 令和 年 月 日

3. 賃貸借期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

上記物件につきまして、借地借家法第38条第2項に基づく説明を受けました。

令和 年 月 日

借主 住所

氏名